

第 6 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2 月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「別表第 1 第 1 号，第 3 号から第 8 号まで，第 10 号，第 13 号から第 17 号まで，第 19 号，第 23 号，第 27 号，第 28 号，第 31 号，第 35 号から第 43 号まで，第 46 号から第 48 号まで及び第 50 号」を「別表第 1 第 2 号から第 7 号まで，第 9 号，第 12 号から第 16 号まで，第 18 号，第 22 号，第 26 号，第 27 号，第 30 号，第 33 号から第 41 号まで，第 44 号から第 46 号まで，第 48 号及び第 49 号」に改める。

別表第 1 中第 1 号を削り，第 2 号を第 1 号とし，第 3 号から第 33 号までを 1 号ずつ繰り上げ，第 34 号を削り，第 35 号を第 33 号とし，第 36 号から第 49 号までを 2 号ずつ繰り上げ，第 50 号を第 48 号とし，同号の次に次の 1 号を加える。

(49) 公立大学法人神戸市看護大学

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし，別表第 1 第 48 号の次に 1 号を加える改正規定は，公立大学法人神戸市看護大学の成立の日から施行する。

（経過措置）

2 前項本文の施行の日から同項ただし書の施行の日までの間におけるこの条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 8 条の 2 の規定の適用については，同条中「，第 48 号及び第 49 号」とあるのは，「及び第 48 号」とする。

理 由

職員を派遣することができる団体を変更する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体)

第8条の2 法第6条第2項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、別表第1第1号、第3号から第8号まで、第10号、第13号から第17号まで、第19号、第23号、第27号、第28号、第31号、第35号から第43号まで、第46号から第48号まで及び第50号に掲げる団体とする。

別表第1 (第2条、第8条の2関係)

(1) 公益財団法人神戸都市問題研究所

(2)～(33) 略

(34) 一般社団法人神戸港振興協会

(35)～(50) 略

別表第1第2号から第7号まで、第9号、第12号から第16号まで、第18号、第22号、第26号、第27号、第30号、第33号から第41号まで、第44号から第46号まで、第48号及び第49号

(1)～(32)

(33)～(48)

(49) 公立大学法人神戸市看護大学